

経営に関する最新情報をお届けします！

経営トピックス

Management topics



受動喫煙対策法／受動喫煙防止条例が成立
～どうする、飲食店の禁煙分煙対策～

町田市経営診断協会 矢野 隆 (中小企業診断士)

とになりました。中小企業や個人経営かつ客席面積100㎡以下の店舗は、例外措置の対象になります。(厚生労働省推計では、飲食店舗数のうち約55%の店が喫煙可能になります。)

●東京都ではさらに厳しい措置が

しかし、東京都では「受動喫煙防止条例」が2020年4月に全面施行となります。政府よりもさらに厳しい規制が導入されます。来店者の受動喫煙だけでなく、従業員の受動喫煙防止にも踏み込んだ内容となっています。

具体的には、①都内の飲食店は面積に関係なく規制の対象となる。②従業員(賃金が支払われている者)を雇う店は原則屋内禁煙で、煙を遮断する専用室を設ければ喫煙を認める。③従業員のいない飲食店は経営者が屋内の禁煙、喫煙を選べる。となります。

なお「たばこ」の定義ですが、葉タバコを燃やすだけでなく、加熱して発生する蒸気を楽しむ「加熱式たばこ」も規制の対象となります。

2019年9月1日までに飲食店の店頭表示が義務化され、そして2020年4月までに従業員がいる飲食店は店内に技術的基準に適合した「喫煙専用室(専用室内での飲食は禁止)」を設置するか、店内全面禁煙にするかの対応を迫られることになります。

●喫煙専用室を設ける場合

厚生労働省は受動喫煙防止対策に対して助成金を用意しています。中小企業事業主が喫煙室等の設置をした場合、費用の2分の1(飲食店は3分の2)、

上限100万円までの助成が受けられます。対象になるのは以下全てを満たした事業主です。

①労働者災害補償保険の適用事業主であること。②中小企業の事業主であること(業種ごとに資本金または労働者数の基準があります)。③事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主であること。

主な手続きは以下の通りです。

①工事実施前に労働局に交付申請をする。②交付決定通知書を受領後、工事の発注をする。③工事費用を工事業者に支払う(一括払い)。④事業実績報告書を提出する。⑤交付額確定通知書を受領し、助成金を受け取る。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

●全面禁煙にする場合

喫煙専用室を設けると、設置コストがかかる上に、スペース確保の為に客席数も減ってしまうケースが多いと思われる。前記のとおり、専用室での飲食は認められません。

どちらにしても売上影響が避けられないならば、思い切って全面禁煙に取り組むのも1つの手だと思います。

喫煙者自体も長期的に見れば減少傾向にあります。成人男性の喫煙率は、1966年は83・7%でしたが、2018年には27・8%まで減少しました。(成人女性は2018年で87%。ほぼ横ばいで推移しています。)

大手チェーン店の「串カツ田中」は今年6月から全店舗禁煙に踏み切りま

した。9月5日の同社発表によると、8月は既存店で客単価は昨対97・9%に低下したものの、客数は昨対12・1%増、売上高昨対9・7%増となったそうです。これは、客層の変化、具体的には男性会社員グループの利用が減少し、ファミリー層が増加したことによりです。

ただし、これは「全面禁煙による直接的な効果」というよりも、「全面禁煙による変化を見越した諸施策の結果」といえます。ファミリー層を取り込むために営業時間を前倒し、小学生以下向けのサービスを向上、積極的な認知向上策等が功を奏しました。

全面禁煙化により喫煙者の客足が遠のくことは避けられません。売上を落とさないために先手を打ち、新しい顧客層を取り込むことが重要です。

また、従業員の雇用面ではプラスの効果があると考えられます。経営者ご自身や従業員の健康を大切に守る姿勢を表明していくことは、人材確保の為に重要な取り組みといえます。

なお、日本健康会議主催の「健康経営優良法人2019」認定基準では受動喫煙対策が必須となりました。裏を返せば、受動喫煙対策をしつかり行った企業は社会的な評価に値する、ということ。認定企業は表彰され企業イメージの向上が図れます。さらに金融機関による低利融資等の優遇策もあります。受動喫煙対策をきっかけに「健康経営」にも取り組んでみてはいかがでしょうか。

私はヘビースモーカーでした。毎日たばこ2箱以上を吸っていました。約10年前に禁煙に成功しました。個人の禁煙手段は格段に増え、簡単に実現できるようになってきました。しかし、お店の禁煙はどうでしょうか？

●改正健康増進法が成立

2018年7月18日、受動喫煙対策を強化する「改正健康増進法」が成立しました。東京五輪・パラリンピック開催前の2020年4月に全面施行です。学校や病院、児童福祉施設、行政機関などは敷地内禁煙になります。

問題は飲食店です。特に喫茶店や居酒屋など一定の喫煙ニーズがある店舗ではご判断に悩まれることと思います。

政府は当初、飲食店に対しても例外的禁煙を目指したものの、飲食業等への影響に配慮し例外措置を認めるこ